

保護者の皆様へ

旭川市では、小中学校の臨時休業期間の延長に伴い、仕事を休むことができない、その他の預け先がないなど、家庭等での保育が難しい場合の対応として、小学生（6年生まで対象）の緊急的な受入れを実施する旨、子育て支援部からお知らせがありました。

【実施期間】

令和2年3月5日（木）～3月25日（水）

（日祝を除く17日間）

【受入時間】

8:00～18:30 まで

【実施概要】

- ・ 平日 8:00～12:00 学校施設での受入れ
- ・ 平日 12:00～18:30 放課後児童クラブでの受入れ
- ・ 土曜 8:00～18:30 放課後児童クラブでの受入れ

※仕事を休むことができず、その他の預け先がないなど、家庭等での保育が難しい場合のみの対応とさせていただきます。

※発熱や咳等の風邪症状がある場合は受入れできません。

※保護者等の送迎が必要です。

※発熱や咳等の風邪症状がある場合は受入れできません。

※平日午前の学校施設での受入れは、事前申込みは不要ですが、保護者同伴での受付が毎回必要です。

※午後や土曜の利用には、放課後児童クラブの利用前日までに、こども育成課への申込みが必要です。

詳しいことは、次のお知らせを御確認ください。

【保護者向けお知らせ】

- ・ 旭川市放課後児童クラブ入会児童の保護者の皆様へ

https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/218/251/258/d068614_d/fil/nyuukaijidou.pdf

- ・ 旭川市放課後児童クラブを利用していない児童の保護者の皆様へ

https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/218/251/258/d068614_d/fil/miriyoujidou.pdf

- ・ 放課後児童クラブが設置されていない学校の保護者の皆様へ

https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/218/251/258/d068614_d/fil/misetti.pdf

【問合せ先】

こども育成課こども事業係

TEL : 25-9127 FAX : 26-5722